

自動車事故の損害賠償問題についての考察

主査 江澤雅彦(早稲田大学教授)

今年度は、3人の弁護士をスピーカーとしてお招きし、自動車事故の損害賠償問題について多角的な検討を行った。

第1の論点は、「賠償額の認定」問題である。①勤務先からの休業損害証明書にもとづきその処理がなされる給与所得者と、収入の捕捉・認識が困難な自営業者、家事従事者の差異、②逸失利益について、比較的低収入の若年者といわゆる専業主婦の間で著しく後者が多額になってしまうケース、③慰謝料について、それが入・通院期間を基準に金額が決められるため、職務多忙で無理をしてでも同期間を短縮させる者より、「時間に余裕のある者」に高い査定額が与えられる、といった問題があることが確認された。

第2の論点は、むち打ち損傷後に多様な症状の原因として一部の医師グループにより主張されている「脳脊髄液減少症」をめぐる問題である。この疾患が、これまで原因のわからなかった外傷後に持続する不定愁訴の原因とすれば、それは脳・脊髄という中枢神経系の障害ということになり、自賠責保険の認定上、「非該当」あるいは最低の第14級から、第9級以上にその評価が高まる可能性がある。こうした動向は、自動車事故の損害賠償論上大きな意味を有しており、またいわゆる「むち打ち症被害者」の救済運動とも結びついている。われわれにとってやや縁遠い「医学論争」の一端を垣間見ることができた。

第3の論点は、「交通事故の損害賠償額算定基準」である。本来、不法行為の損害賠償の認定は、本来加害者の不法行為と被害者の損害の因果関係、損害金額の評価に関して裁判官が個々に証拠と自由な心証にもとづいて行うのが大原則であり、これについて「基準」を設けることが正しいのかという議論もある。ただ、昭和30年から40年にかけての交通事故発生件数の急激な増大に伴い訴訟件数も相当数に上る一方で、弁護士の人数が相対的に少ないといった状況下で、「紛争解決の迅速化・公平化」のために、各種基準（いわゆる「赤本」、「青本」等）が設けられた。報告においては、これら基準の抱える課題、基準間の調整問題等が検討された。